

## 介護雇用管理改善等計画の改正案の概要

介護雇用管理改善等計画（以下「計画」という）は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条の規定に基づき、介護労働者における雇用管理の改善や能力開発・向上の施策等について厚生労働大臣が定めることとしている。

計画期間を平成17年度から平成21年度までの5年間としている現行の計画は、介護保険法の見直し等を踏まえて必要な見直しを行うこととしていたことから、今般、必要な改正を行うこととした。

計画の概要は、以下のとおりである。

### 1. 計画の基本的考え方

介護労働者については、賃金、労働時間、健康面等の不安や不満が多く見られるように厳しい労働環境にある、定着率が低い、介護関係業務に従事していない多くの有資格者が存在する等、雇用管理等の面で解決すべき問題が残されている。介護労働者が誇りを持って生き生きとその能力を発揮して働くことができるようにすること等のため、介護労働者の雇用管理の改善や能力開発・向上を図っていくことが喫緊の課題となっており、このような課題に対しては、

- ・ 事業主が労働基準関係法令等を遵守することはもとより、その雇用する介護労働者について、労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の実施等を講ずることにより、その福祉の増進に努めることが必要であるとともに、事業運営の効率化等を図ることを通じ、介護労働者の雇用管理の改善等に資するよう取り組むことも望まれる。
- ・ 国としては、事業主の雇用管理の改善等に関する自主的な取組を支援する等、所要の施策を推進していくことが必要である。

### 2. 計画の目標

介護労働者が誇りを持って生き生きとその能力を発揮して働くことができるようにすること等のため、

- ・ 介護労働者の離職率について、20%を下回るものとするとともに、全産業の平均的な離職率との乖離をできる限り縮小する
- ・ 介護労働者の教育・研修の実施率について、全体の実施率を高めるとともに、正社員（雇用期間が定められていない正規社員）と非正社員（雇用期間が定められている者）との実施率の乖離をできる限り縮小する
- ・ 介護労働者の仕事の満足度の向上を図る

という到達目標を掲げ、計画期間中における達成を目指すこととする。

### 3. 介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

- (1) 介護労働者の雇用管理の改善のため、
  - ・ 介護労働者の実態についてのきめ細やかな実態調査及び分析、事業主及び介護労働者からの健康確保に関する専門家による相談も含めた雇用管理の改善等についての相談・セミナー等、雇用管理改善を進める参考となるモデルの作成及び情報提供等、相談、援助事業等の実施
  - ・ 介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金の活用促進

を行う。

- (2) 介護労働者の能力の開発及び向上のため、
- ・ 介護労働安定センターにおける離転職者等の早期再就職の促進及び効率的かつ効果的な介護労働者の能力開発、公共職業訓練での民間教育訓練機関等を活用した委託訓練等の実施
  - ・ 雇用保険の教育訓練給付について、介護・福祉関係の教育訓練講座等の指定
- を行う。

#### **4. その他介護労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項**

- (1) 介護分野における適正かつ円滑な労働力の確保を図るため、「福祉重点ハローワーク」における情報提供、専門的な職業相談、職業紹介等により、引き続き労働力需給調整機能の整備を図ることとする。
- (2) 計画に掲げられた施策の効果的な実施を図るため、関係機関で密接な連携を図っていくものとする。